

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和2年5月15日発行 N05

【連絡先：川俣町役場 566-2111】

町長メッセージ

町民の皆さまには、集会・イベント・会議等について開催自粛、三密を避けた生活など新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただきありがとうございます。

また各医療機関、物流を支え私たちの生活を支えている皆さまに、町民を代表して感謝いたします。

しかし緊急事態措置が延長され、第二波を含め未だに国内の感染拡大は予断を許さない状況にあり、皆様には引き続き集会・イベント・会議等について、慎重に対応いただくなど新型コロナウイルス感染防止に向けた取り組みにご理解ご協力をお願いします。

なお、緊急事態宣言の解除・緩和が発表された場合については、今後防災行政無線などを通じ、皆様にお知らせをいたします。

佐藤金正

新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクの無料配布について

【問い合わせ先：保健福祉課 地域福祉係 内線：1402】

この度町では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、町内企業、商工会のご協力により町民の皆様にマスクを無料で配布します。

※マスクはお一人様 1 セットとなります。

＜対象者＞ ●川俣町の住民基本台帳に記録されている平成17年4月1日以前に生まれた方

※次の方は対象から除きます。

①中学生以下 ②妊婦の方 ③介護施設等に住所のある方

＜申込方法＞

①配布マスク一覧表をご覧のうえ、マスク申込書に希望セットを記載してください。

※マスク申込書の右上に、申し込み可能な人数が記載してあります。

②申込書を切り取り、返信用封筒で返送してください。

マ ス ク 申 込 書		No.
住 氏 所 名	様	
電話番号		《3名様分》
1 齋栄織物（株）		セット
2 斎脩絹織物（有）		セット
3 齋藤産業（有）	セット数を記載してください。	セット
4 佐藤織物（有）		セット
5 ミツフジ（株）		セット
合 計		3セット

（マスクとこの申込書を一緒に送付します。）

電話番号は忘れずに
ご記入ください。

この数字は同じ
になります。

＜申込締切＞ 令和2年6月10日（水）必着

＜マスクの発送＞

マスクの配送は、申込書の受付から出来る限り早期に発送いたしますが、最長で 2 週間後程度を予定しております。

＜ご注意いただきたい点＞

1. マスクは無料で配布いたします。

無料配布分以外を有料で購入したいという場合でも、販売は致しませんのでご了承ください。

2. マスクは十分なセット数を準備しておりますが、万一ご希望に添えない場合は、配布可能なマスクを配布させていただきますのでご理解のうえご了承くださいますようお願いいたします。

川俣町新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援

【問い合わせ先：産業課商工交流係 内線 1504】

新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化により、多大な影響を受けている町内事業所の事業継続雇用の維持等、町内経済の維持を図るため、以下の3つの事業者支援を行います。

1. 「資金繰り支援」（中小企業全体を守る視点）

事業者の円滑な資金繰り支援と資金繰りに係る負担の軽減を図ることを目的に、福島県緊急経済対策資金融資制度を利用する事業者であって、保証料の減免を受けられない事業者を対象に、支払った信用保証料相当額を補助します。

対象期間	R2.5.1～R2.12.31 の間に融資実行を受けたもの
対象事業者	売上高等前年同月比5%以上減少した小・中規模事業者
補助対象	新型コロナウイルス対策特別資金（県中小企業制度資金「緊急経済対策資金」）を活用した場合に発生する信用保証料
補助基準額	定額
補助率	信用保証料・・・1/2 補助 ※利子については、県において3年間100%の利子補給

＜参考＞ 福島県緊急経済対策資金融資制度（新型コロナウイルス対策特別資金）

対象者（前年同月比売上減少率）	利子	保証料
個人事業主（▲5%以上）	0円（3年間）	0円
小・中規模事業者（▲5%以上）	0円（3年間）	1/2
小・中規模事業者（▲15%以上）	0円（3年間）	0円

2. 「雇用維持補助金」（働く人を守る視点）

雇用の確保と事業者の雇用維持に係る負担の軽減を目的とし、国の雇用調整助成金申請事業者を対象に事業者負担相当額、また、雇用調整助成金の対象にならない非正規従業員については休業手当の一部を補助します。

なお、国県の制度詳細が今後（5月中旬の見込み。）明らかとなる見込みであるため、町支援の内容については改めてお知らせいたします。

3. 「事業維持等給付金」（事業者を守る視点）

町内事業者の事業継続を支援することを目的とし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための消費活動自粛の影響で減収となった町内の飲食店、小売業等を営む事業者に一律40万円（賃料、光熱水費等、固定費相当分。自己所有の場合は一律15万円）を給付します。
あわせて、売上維持のための取り組みを行う場合に、一律10万円を上乗せして給付します。

補助対象期間	令和2年3月～5月
補助対象業種	花き作農業、養鶏業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業、各種商品小売業、織物・衣類・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、宿泊業、飲食店、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、冠婚葬祭業、自動車賃貸業、他に分類されない生活関連サービス業等
対象規模	従業員5人以下の事業所（パート労働者を除く）
減収率	補助対象期間のうちひと月でも前年同月比15%以上であり、今後同様の状況が続くと見込まれる場合
給付額	○事業維持給付金 ①賃貸（建物）：一律40万円 ②自己所有：一律15万円 ○売上維持給付金（事業維持給付金への上乗せ） ③一律10万円 例）テイクアウトの開始、販売促進チラシの作製、HP・SNS等の開設等

4. 申請・相談窓口

時 間：9：00～17：00
会 場：川俣町中央公民館「第2展示研修室」（当面の間）
問合せ：産業課商工交流係 内線 1504
※ 感染拡大防止のため、事前に予約をお願いいたします。

帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安が改定されました
【問い合わせ先：帰国者・接触者相談センター TEL0120-567-747（24 時間受付）】

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。
 1. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 2. 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等
 3. 妊婦の方は、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに御相談ください。
 4. 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）
 5. お子さんは、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。
 6. 上記に該当しない場合の相談も可能です。

特別定額給付金のお知らせ

【問い合わせ先：企画財政課 企画調整係 内線 1202】

令和2年5月13日から特別定額給付金申請書の郵便配達を開始しました。申請書は世帯主宛で発送しており、5月16日までには配達が完了する予定です。万が一配達されない場合は、お手数でも企画財政課企画調整係までお問い合わせください。

給付金の申請は、郵送申請またはオンライン申請のいずれかとなります。詳細は配達される給付金申請書の添付資料にてご確認ください。

給付金の給付（口座振込）は、手続きの関係上、申請受付日の翌週を目安にお考えください。（振込手続きが完了次第、振込日を郵便にて通知します。）

【特別定額給付金の概要】

- 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、迅速かつ的確に家計を支援するために実施します。
- 基準日（令和2年4月27日）に住民基本台帳に登録されている者を給付対象者として、一人あたり10万円を給付します。
- 受給権者は、世帯の世帯主です。
- 申請方法は、郵送申請またはオンライン申請のいずれかになります。
- 給付金は、原則として口座振込です。

日帰り人間ドックの実施を延期します

【問い合わせ先：保健福祉課 国保年金係 内線 1403】

日帰り人間ドックは5月に開始する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延による緊急事態宣言の延長を受けて、事業開始時期を延期します。開始時期は追ってお知らせ致します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料の免除申請ができます

【問い合わせ先：ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004】

※050 から始まる電話でおかけになる場合は TEL03-6630-2525

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方は、国民年金保険料免除の申請ができます。

なお、感染拡大を防止するため、郵送による申請をお願いします。

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方に対する猶予制度について

【問い合わせ先：町民税務課 収納室 内線 1304】

令和2年2月以降の前年同期に比べ概ね20%以上の減収かつ一時に納付することが困難な方（個人または法人）に納税猶予の特例制度が設けられました。

申請が通ると令和2年2月～令和3年1月納期限の町税が最大1年間猶予となり、猶予期間中の延滞金は免除されます。ただし、町税そのものが減額や免除になるわけではありません。